求職活動を行う皆様へ

社会福祉法人島根整肢学園
西部島根医療福祉センター

当センターでは、求職者等（※1）に対するセクシャルハラスメント等（※2）の防止に取り組んでいます。見学や実習、職場体験、面接試験等において来所される皆さまが安心して活動できるよう以下のとおりルールを定めています。

（※1）求職者等には、求人に応募する者のほか、見学、実習生、職場体験等を含みます。
（※2）セクシャルハラスメントのほか「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」、「パワーハラスメント」、「カスタマーハラスメント」及びこれらに類似する行為を含みます。

【求職活動における当センターのルール】

〇当センターでは、ハラスメント防止について職員への周知を行っています。
〇主な禁止行為は以下のとおりです。
・採用や実習等に不必要な私的事項に関する質問や発言（例：恋人の有無など）
・採用や実習等に関係があるかのように私的な食事、交際、連絡先を求める行為
・不必要な身体接触
・必要性のない 1 対 1 の状況を作る行為（やむを得ず 1 対 1 の場合は外部から確認できる場所を使用）
・その他、求職者等が苦痛、不安、不快感を覚える性的な言動　など

【相談窓口について】

〇当センターの求職活動等において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。（ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含みます）

西部島根医療福祉センター《代表電話　0855-52-2442》
■（男性）事務長・育成部長・総務課長
■（女性）看護部長・更生援護部長

〇ご相談にあたっては、相談者のみならず関係者のプライバシーにも十分配慮します。
〇相談をしたことや事実確認に協力したことにより、その後の採用選考に影響を与えることはありません。
〇当センターへの相談に躊躇する場合は、島根労働局雇用環境・均等室（0852-31-1161）に相談することも可能です。

（R 8.10.1）